

藤井寺市業務委託等競争入札指名停止要綱

藤井寺市業務委託等競争入札指名停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤井寺市における契約事務の厳正かつ公正な執行を期するため、業務委託(「藤井寺市建設工事請負及び建設コンサルタント等業務委託競争入札指名停止要綱」第1条でいう建設コンサルタント等業務委託を除くものをいう。)及び買入等(物品の買入れ、印刷業務請負、修理加工請負及び借上げその他をいう。)(以下「業務委託等」という。)に関する競争入札の参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)に対する指名停止の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者(代表者、役員、及び使用人その他の従業員全ての者をいう。)が別表の各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別に定める藤井寺市競争入札指名停止審査委員会(以下「委員会」という。)の議を経て指名停止を行うものとする。

2. 前項の指名停止の措置が行われたときは、市長は業務委託等契約のため指名を行うに際し、停止期間が満了するまで、当該指名停止にかかる有資格者を指名しないものとする。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の基準)

第3条 市長は、情状に応じて別表各項に掲げる指名停止期間を基準として期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2. 前項の期間は、当該措置要件に該当する事実を知り得た日又はその事実を確認した日から起算するものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が、1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する最も長い期間となる措置要件の期間を基準とし、指名停止期間を定める。

2. 有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるときは、別表各項に基づき定める指名停止期間を2分の1まで短縮することができる。

3. 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別表各項に基づき定める指名停止期間を2倍まで延長することができる。ただし、延長後の期間は、通算して2年を限度とする。

(1)別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに、別表各号の措置要件に該当することとなったとき、もしくは第9条に規定する警告等を受けた日から1年を経過するまでの間に、警告等の原因となった別表各号の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき(ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。)

(2)別表第3項、第4項、又は第5項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに別表第3項、第4項、又は第5項の措置要件に該当することとなったとき(ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。)

(3)全各号のほか有資格者について悪質な事由がある又は重大な結果を生じさせたとき。

4. 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項又は前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することが

できる。ただし、変更後の期間は2年を限度とする。

5. 指名停止期間経過後の事情の変化により、有資格者に対し同一要件により指名停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各号に基づき定める期間を超えないものとする。

6. 指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、指名停止を解除するものとする。

(指名停止の継承)

第5条 合併等により指名停止業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引き継ぐものとする。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項の規定に基づく指名停止、第4条第4項、第5項、及び第6項の規定に基づく指名停止の期間の変更、追加、又は指名停止の解除を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく書面で通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由がありあらかじめ市長の承認を得た場合はその限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 市長は、指名停止業者が本市の契約に係る工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない又はこの要綱により難しい場合は、必要の都度委員会の議を経て定めるものとする。

附則

この要綱は、平成13年1月5日から施行する。

(適用区分)

1. 改正前の藤井寺市建設工事指名停止要綱(平成12年4月17日施行)に基づき指名停止を受けている者は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(適用区分)

1. 改正前の藤井寺市建設工事指名停止要綱(平成13年1月5日施行)に基づき指名停止を受けている者は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

1. 改正前の藤井寺市建設工事指名停止要綱(平成15年7月1日施行)に基づき指名停止を受けている者は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

措 置 要 件	指名停止期間
<p>1. 競争入札に関する不誠実、不正又は妨害行為</p> <p>(1) 現場説明又は競争入札に無断で欠席したとき(正当な事由により事前に辞退届のあった場合を除く。)</p> <p>(2) 落札したにもかかわらず、正当な事由がなく契約を締結しないとき。</p> <p>(3) 競争入札の公正な執行を妨げたとき。</p>	<p>(1) 3月</p> <p>(2) 3月以上12月以内</p> <p>(3) 3月以上12月以内</p>
<p>2. 契約違反</p> <p>本市契約の履行に当たり、次の要件により契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(a) 履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>(b) 有資格者の責により契約解除がなされた場合</p> <p>(c) 契約不履行による保証請求がなされた場合</p>	<p>(a) 6月以内</p> <p>(b) 24月以内</p> <p>(c) 24月以内</p>
<p>3. 贈賄</p> <p>(1) 有資格者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 有資格者が、本市以外の次の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(a) 大阪府公共工事入札・契約事務連絡協議会中部ブロック(東大阪市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町。以下「府公契連中部ブロック」という。)内</p> <p>(b) 府公契連中部ブロック以外</p>	<p>(1) 24月</p> <p>(2) (a) 12月以内</p> <p>(b) 6月以内</p>
<p>4. 独占禁止法違反行為</p> <p>(1) 本市契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 本市以外の次の地域における契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(a) 府公契連中部ブロック内</p> <p>(b) 府公契連中部ブロック以外</p>	<p>(1) 24月</p> <p>(2) (a) 6月</p> <p>(b) 3月</p>

<p>5. 刑法上の談合</p> <p>(1) 有資格者が、本市との契約に関して競売・入札の妨害又は不正な談合の容疑により、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 有資格者が、本市以外の次の公共機関における契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(a) 府公契連中部ブロック内</p> <p>(b) 府公契連中部ブロック以外</p>	<p>(1) 24月</p> <p>(2) (a) 12月 (b) 6月</p>
<p>6. 経営不振</p> <p>有資格者が営業不振等により、経営状態に重大な懸念があると認められるとき。</p>	<p>再建したと認められるまで</p>
<p>7. 関係法令違反</p> <p>(1) 商法(明治32年法律第48号)及び所得税法(昭和40年法律第33号)その他関係法令に違反したとき。</p> <p>(2) 藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第9条第2項の規定に基づく誓約書を提出しないとき。</p>	<p>3月以上12月以内</p> <p>3月</p>
<p>8. その他</p> <p>前各号に定める場合のほか、指名停止を行うことが適当と認められる事由があるとき。</p>	<p>3月以上2年以内</p>